

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和7年度肝属川水系肝属川上流浄化施設に関する委託
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 平 田 遼 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日
契約の相手方の氏名及び住所	鹿屋市
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 3 , 8 1 1 , 5 0 0 -
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 0 -
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 業務名 : 肝属川水系肝属川上流浄化施設操作委託
2. 履行場所 : 鹿児島県鹿屋市打馬地先外
3. 随意契約の相手方 : 名称 鹿屋市長 中西 茂
住所 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号
電話 0994-43-2111
4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
 - 1) 当該業務の目的
本業務は、肝属川水系肝属川上流浄化施設の操作業務を委託するものである。
 - 2) 当該業務の内容
本業務箇所である「肝属川上流浄化施設」は平成22年5月1日に鹿屋市と締結した基本協定に基づき実施しており、施設等の管理は河川管理者が行う。
 - 3) 随意契約に付する理由
本業務は、平成22年5月1日に鹿屋市と締結した「肝属川水系肝属川上流浄化に関する基本協定」第4条の2「河川管理者は施設を適正に管理するため、管理業務の一部を鹿屋市に委託できるものとする。」及び、同条の3「河川管理者が鹿屋市に委託できる業務は施設の操作に関する業務とし、業務内容は別に定める「肝属川上流浄化施設操作要領」によるものとする。」に基づき、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、鹿屋市が唯一の契約相手と判断するものである。
このため、本業務は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、鹿屋市と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

河川管理課長